

# 大学統合と歴史的・比較法的考察

大阪公立大学大学院法学研究科教授 鶴田 滋

私がこれまで所属していた大阪市立大学は、2022年4月に大阪府立大学と統合し、大阪公立大学として再出発した。それに伴い、大阪公立大学大学院法学研究科も、35名の教員からなる大阪市立大学大学院法学研究科を母体として、大阪府立大学に所属していた3名の法学・政治学を専門とする教員を加えて構成される新たな部局として出発した。

図らずも、私は、大阪公立大学の設置準備のために、2020年10月から法学部・法学研究科の設置準備委員長を務めることとなった。そして、2021年4月から大阪市立大学の法学部長・法学研究科長を兼務した後、2022年4月に大阪公立大学の初代法学部長・法学研究科長に就任し、現在も学内行政に奔走している。

ところで、大阪市立大学と大阪府立大学は、ともに約140年の歴史を誇り、かつ、両大学の規模もほぼ同じであったことから、一方の大学が他方の大学を吸収する方法は採られず、いわば対等合併して新大学を設立する方法が採られた。その結果、「大阪公立大学」という名称の新設の大学として、その設置申請を文部科学省に対して行う必要が生じた。これは、組織や構成員についてほとんど変更のない法学部・法学研究科でもそうであった。さらに、設置申請書を提出したあとは、大学全体の組織の詳細を決める必要が生じ、かつ、それぞれの組織に関する内規を作成する必要が生じた。

例えば、「大学憲章」をはじめ、教育研究についての最高意思決定機関である「教育研究審議会」の構成メンバーや審議事項、学生の懲戒規程といった重要な規程案が、次々と私の参加する会議に提案された。これらは、大阪市大の規程をベースにしたものもあれば、大阪府大のものをベースとするものもあるが、両大学の折衷案であることも多い。そのため、私は、法学研究科の同僚の援助を受けながら、規程の文言や内容の妥当性、他の規程との整合性などについてチェックを行う必要があった。教務についても、全学の規程案が次々と提案されるため、そのチェックと、全学規程と平仄を合わせるために既存の市大法学部・法学研究科の内規を修正する作業を行う必要が生じた。これについても、教務関係委員の先生方に多大なご迷惑を掛けながら対応した。

以上のような膨大な作業を経て、なんとか開学を迎えることができた。しかし、現在においても、開学までに定めた規程に基づき実務を動かすに当たり多くの問題が生じている。例えば、大阪府大の規程をベースに新たな規程が作られた場合、それが大阪市大の規程とほぼ同じ文言だったとしても、その目的や運用が全く異なることも多い。この場合、文言にない部分についての共通理解を、会議の場などでいちいち詰める必要が生じるのである。このような齟齬が生じる原因は、両大学が歩んできた歴史や文化の違いにあると考え、開学しても大阪公立大学としての一体性を得るにはもう少しばかり時間がかかるであろう。

以上が、ここ数年で私が行ってきたことの概要である。これまでは目の前の問題に対応することだけに終始していたが、今振り返ると、以上の作業は、私がこれまで行ってきた歴史的・比較法的研究に類似することに気づかされた。これまで私は、おもに、1877年に成立したドイツ民事訴訟法が、ドイツ統一に合わせて各構成国等の民事訴訟法を参照しながら制定される過程や、日本の民事訴訟法学が、ドイツの民事訴訟法とその学説を継受して発展する過程を研究していたが、大学統合に伴う規程作成作業は前者に、新たに制定された規程の解釈作業は後者に類似するからである。ここまでなんとか体調を崩さず開学の準備作業に関わったのは、これまでの研究が何かしら役に立ったからだと思いたい。

最後に、少子化を背景に全国の大学で統合が検討されているが、大学統合には以上のような大変なコスト、とりわけ人的コストがかかることを指摘したい。そして、大学統合にとって最も重要な点は、統合した上で何を指すのか、どのような大学にしたいのかというビジョンであり、そして、この議論に大学に属する者の多くが参加することが、大学の自治の観点から重要である。私は、大阪市立大学に根付いていた自由に学問を行う風土を維持できるよう、これからも尽力したい。